

関係市町長
(人事担当課扱い)
各一部事務組合長
(人事担当課扱い)
兵庫県後期高齢者医療広域連合長
(人事担当課扱い)

} 様

兵庫県企画県民部長

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針の改定に伴う
市町職員の感染防止対策について

令和3年9月30日をもって、本県に発出されておりました新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言が解除されることとなりました。

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、緊急事態措置区域から除外された都道府県が事業者に対して働きかけを行う取組として、「企業における在宅勤務(テレワーク)等の推進状況を踏まえた柔軟な働き方への対応を行うこと」等が示されているところです。

このため、県においては、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を改定し、県職員について在宅勤務等の活用により柔軟な働き方を推進するとともに、市町職員についても在宅勤務等の活用により柔軟な働き方を推進するよう要請することといたしました。

各団体におかれましては、テレワーク兵庫の活用による在宅勤務等により柔軟な働き方を推進することにより、引き続き、接触機会低減等の取組を推進していただくようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。